

丹波篠山市合併処理浄化槽維持管理費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の文化、生活向上のために設置された自治会集会施設に合併処理浄化槽を設置した市内自治会に対し、公共下水道等の供用開始区域内自治会との格差是正を図ることを目的に、合併処理浄化槽の維持管理等に要する経費の一部に丹波篠山市合併処理浄化槽維持管理費用補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。この要綱においては対象区域内の自治会をいう。
- (4) 保守点検 法第2条第3号に規定する浄化槽の保守点検をいう。
- (5) 清掃 法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃をいう。
- (6) 法定検査 法第11条に規定する水質に関する検査をいう。
- (7) 清掃業者 法第2条第9号に規定する浄化槽業者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による許可を受けているものをいう。
- (8) 対象区域 市内全域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道の事業計画の認可を受けた区域、公共下水道事業予定区域、コミュニティプラント事業予定区域及び農業集落排水事業調査設計着手区域を除く区域とする。ただし、事業予定区域にあつては市長が特に必要と認める区域について対象区域とする。

(補助金の交付対象区域、対象者及び要件)

第3条 市は、対象区域内において、法で定める適正な維持管理及び法定検査を実施している自治会集会施設の合併処理浄化槽の浄化槽管理者に対して補助金を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に規定する設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けずに、設置された合併処理浄化槽の浄化槽管理者
- (2) 補助金の交付申請時において法定検査を受けていない浄化槽管理者
- (3) 補助金の交付申請時において保守点検（3回以上）及び清掃を行っていない浄化槽管理者
- (4) 法定検査の検査結果が不適正とする判断を受けた浄化槽管理者
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 法定検査費用
- (2) 保守点検費用（消毒薬等の補充並びに薬筒、散気管及びブロアーのフィルターの交換を含み、尿石防止剤及び洗剤購入費、機器器具等の修繕、更新費用を除く。）
- (3) 清掃費用
（補助金額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費を合算して得た額の範囲内とし、3万円を上限とする。ただし、補助金の交付は、年1回限りとする。
（補助金交付申請）

第6条 第4条に規定する補助金の交付を受けようとする浄化槽管理者は、丹波篠山市合併処理浄化槽維持管理費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 清掃業者が発行した浄化槽清掃記録票の写し
- (2) 浄化槽保守点検記録票（3回分以上）の写し
- (3) 法定検査の結果の写し
- (4) 補助対象経費の額が分かる領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び交付額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すると決定した者に対しては、丹波篠山市合併処理浄化槽維持管理費用補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、丹波篠山市合併処理浄化槽維持管理費用補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。
（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び交付額確定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、丹波篠山市合併処理浄化槽維持管理費用補助

金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があつたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。